

健全化判断比率・資金不足比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成22年度決算に係る健全化判断比率および資金不足比率を公表します。

本年度の算定結果における、実質赤字比率と連結実質赤字比率については、昨年に引き続き赤字はなく、実質公債費比率は0.6ポイント、将来負担比率は12.1ポイント、昨年度に比べ改善しました。

また、公営企業における資金不足比率についても、資金不足(赤字)を生じた会計はありませんでした。いずれの比率においても「早期健全化基準」や「経営健全化基準」などを大きく下回る結果となりましたが、今後も引き続き財政の健全化を図ります。

○健全化判断比率

	H22決算比率	早期健全化基準	比率の説明	H21決算比率	H20決算比率
		財政再生基準		県内市町村での本市の順位	
実質赤字比率	—	12.65% 20.00%	一般会計の赤字の程度を指標化したもの(赤字がないときは算定されません)	—	—
				全市町村で比率なし	
連結実質赤字比率	—	17.65% 35.00%	全会計の赤字の程度を指標化したもの(赤字がないときは算定されません)	—	—
				全市町村で比率なし	
実質公債費比率	8.0%	25.0% 35.0%	一般会計の借金の返済金とこれに類する経費の大きさを指標化したもの	8.6%	8.5%
				24位/64市町村	21位/70市町村
将来負担比率	56.2%	350.0% —	一般会計の借金残高や将来支払う可能性のある負担額を指標化したもの	68.3%	72.5%
				29位/64市町村	30位/70市町村

※平成20・21年度の実質公債費比率と将来負担比率については、県内全市町村で良いほうから数えた順位です。

○資金不足比率

公営企業会計	H22決算比率	経営健全化基準	比率の説明	H21決算比率	H20決算比率
				県内市町村での本市の順位	
水道事業会計	—	20.00%	公営企業の事業規模に対する資金不足(赤字)の程度を指標化したもの(資金不足がないときは比率は算定されません) ※資金不足額や剰余額は一般会計などの実質収支額と合算して、連結実質赤字比率を算定します。	全公営企業会計で比率なし	
下水道事業特別会計	—			全市町村で比率なし	
簡易水道事業特別会計	—				

○特別会計

特別会計は、特定の事業をより円滑に進めるために、一般会計から分離して別に収支経理を行うもので、国の法律や市の条例によって設けることができる会計制度です。

会計名	歳入決算額	うち一般会計からの繰入金	歳出決算額	翌年度繰越財源	実質収支
国民健康保険事業	86億7,287万円	6億7,190万円	84億7,573万円	—	1億9,714万円
下水道事業	22億430万円	11億1,000万円	20億9,152万円	1,657万円	9,621万円
交通災害共済事業	3,990万円	—	3,167万円	—	823万円
老人保健事業	3,993万円	—	59万円	—	3,934万円
介護保険事業	45億2,942万円	6億1,740万円	44億4,456万円	—	8,486万円
南河原地区簡易水道事業	1億3,772万円	3,500万円	1億3,063万円	—	709万円
後期高齢者医療事業	6億4,317万円	1億4,289万円	6億3,229万円	—	1,088万円

※実質収支とは、歳入歳出決算の差引額から繰越事業に充てる財源を控除した実質的な翌年度への繰越額です。